

2024年JAF国内競技車両規則・第2編ラリー車両規定

※下線部：変更箇所

2024年規定	2023年規定
<p style="text-align: center;">第1章 一般規定</p> <p>第1条～第2条 (略)</p> <p>第3条 車両の公認、登録および型式に関する定義</p> <p>3. 1)～3. 3) (略)</p> <p>3. 4) 同一車両型式</p> <p>自動車検査証または当該自動車製造者発行のカタログの型式欄に記載されている「記号および数字（ただし、E、GF、GH等の排出ガス規制を表す記号を除いたハイフン以降の記号部分をいう。TA-AE123とあれば、AE123を指す。）」が同一の車両を同一車両型式として取り扱う（ただし、JAF登録車両規定第2条2による車両は、<u>「基本となる車両」と同一の車両型式として取り扱う</u>）。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>[参考] JAF登録車両規定 第2条 登録申請に必要な条件</p> <p>以下のいずれかの条件を満たしていること。</p> <p>1. <u>国土交通省型式認証車両（型式指定自動車または新型自動車）</u></p> <p>2. <u>上記1. の車両を基本として一部の装置を変更、改造して製作された車両で、基本となる車両の型式を含み、かつ以下の条件を満たす車両。ただしJAFが不適当と認めた場合はこの限りではない。</u></p> <p>1) <u>連続する12カ月間に100台以上製作されていること。</u></p> <p>2) <u>通常の日本国内販売網を通じ、個々の顧客に対する販売を目的としていること。</u></p> </div> <p>第4条～第6条 (略)</p> <p>第7条 気筒容積（総排気量）別クラス区分</p>	<p style="text-align: center;">第1章 一般規定</p> <p>第1条～第2条 (略)</p> <p>第3条 車両の公認、登録および型式に関する定義</p> <p>3. 1)～3. 3) (略)</p> <p>3. 4) 同一車両型式</p> <p>自動車検査証または当該自動車製造者発行のカタログの型式欄に記載されている「記号および数字（ただし、E、GF、GH等の排出ガス規制を表す記号を除いたハイフン以降の記号部分をいう。TA-AE123とあれば、AE123を指す。）」が同一の車両を同一車両型式として取り扱う（ただし、JAF登録車両規定第2条2による車両は<u>除く</u>）。</p> <p>第4条～第6条 (略)</p> <p>第7条 気筒容積（総排気量）別クラス区分</p>

<p>7. 1) (略)</p> <p>7. 2) 過給装置付エンジンはもとの排気量の1. 7倍のクラスとみなし、ロータリーエンジンはもとの排気量の1. 0倍のクラスとみなす。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>●2025年より、以下の通りとする。</p> <p>7. 2) 過給装置付エンジンはもとの排気量の1. 7倍のクラスとみなす。</p> <p>7. 3) レシプロピストンエンジンとロータリーエンジン (NSU-WANKE Lの特許による方式のもの) との等価方式・等価容積は、燃焼室の最大容積と最小容積の差の1. 8倍とする。</p> </div> <p>第8条 (略)</p> <p>第9条 最低重量 (略)</p> <p>9. 1) RRN車両については当該年のF I A国際モータースポーツ競技規則付則J項に夫々定められた車両重量値とする。ただし、グループNとして公認された車両については公認書に記載された車両重量とする。<u>ラリー競技開催規定細則：スペシャルステージラリー開催規定によるラリー競技においては、上記条件の下、車両（スペアホイールを1本のみ搭載）とクルー（ドライバー+コ・ドライバー+全装備品）を合わせた最低重量は上記で定める最低重量+160kgでなければならない。</u></p> <p>9. 2) ~ 9. 4) (略)</p>	<p>7. 1) (略)</p> <p>7. 2) 過給装置付エンジンはもとの排気量の1. 7倍のクラスとみなし、ロータリーエンジンはもとの排気量の1. 0倍のクラスとみなす。</p> <p>第8条 (略)</p> <p>第9条 最低重量 (略)</p> <p>9. 1) RRN車両については当該年のF I A国際モータースポーツ競技規則付則J項に夫々定められた車両重量値とする。ただし、グループNとして公認された車両については公認書に記載された車両重量とする。</p> <p>9. 2) ~ 9. 4) (略)</p>
<p style="text-align: center;"><b>第2章 安全規定</b></p> <p><b>第1条 車載カメラ</b></p> <p><u>競技参加者が車載カメラを装着する場合、その設置は以下の要件を満たさなければならない。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>車体の表面からはみ出してはならない。</u></li> <li>・<u>コクピット内では、ダッシュボードの最後端点を通る垂直横断平面とドライバー/コ・ドライバー（ナビゲーター）座席の最後端点を通る垂直横断平面の間</u></li> </ul>	<p style="text-align: center;"><b>第2章 安全規定</b></p>

にカメラを設置することは（その取り付け部を含めて）禁止される。

- ・取り付けは、ネジ止め、金属ネジ止め、ネジ止めクランプ、金属インサートのみで行わなければならない。（禁止：接着剤、両面テープ、粘着材、吸盤など）
- ・取り付けはロールバーに堅牢に固定し、ロールバーからの突出量は最低限に抑えること。ロールバーに対する加工、改造は認められない。
- ・競技会公式車両検査の前に設置しなければならない。
- ・クルーの視界、緊急時の出入り、脱出の妨げになってはならない。

## 第2条 配管類

(略)

## 第3条 安全ベルト

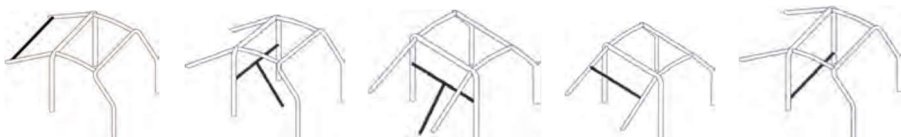
(略)

### 肩部ストラップの取り付け：第253-66図

肩部ストラップは、ループによって安全ケージあるいは補強バーに固定できる。また、それを後部ベルトの上部取付け点に固定、もしくは安全ケージのバックステー同士の間溶接された横方向の補強材、または第251-18図、第253-26図、第253-27図、第253-28図、あるいは第253-30図に従う横方向の補強材に固定またはそれを抛り所としても良い。

(付則J項第253-66・67図参照)

注：第2-3図～2-5図に同じ。



253-18

253-26

253-27

253-28

253-30

## 第4条 消火装置

(略)

## 第1条 配管類

(略)

## 第2条 安全ベルト

(略)

## 第3条 消火装置

(略)

## 第5条 ロールケージ

5. 1) RRN車両は、F I AまたはASNによって公認されたロールケージを装着しなければならない。ただし、グループNとして公認された車両は、2016年F I A国際モータースポーツ競技規則付則J項第253条第8項に従ったロールケージを装着することも許される。

5. 2) (略)

なお、F I A国際モータースポーツ競技規則付則J項第253条第8項1、およびJ A F国内競技車両規則第1編レース車両規定第4章公認車両および登録車両に関する安全規定第6条6. 1) のうち下記※については2025年より全車両に義務付けられる。

※コクピット内部において、車体側面の部材とロールケージの間に次のものを通すことは禁止される。

一電気ケーブル

一液体（ウインドウォッシャー液を除く）用配管

一消火器用配管

(略)

5. 3) ~ 5. 4. 5) (略)

第6条 (略)

## 第7条 けん引用穴あきブラケット

(略)

これらは各車両用と装備されている牽引部分／純正の緊急用・けん引工具も認められる。

ただし、第1種アベレージラリーに出場する車両についてはけん引用穴あきブラケットを装備することを推奨とする。

## 第8条 飛散防止フィルム

F I A国際モータースポーツ競技規則付則J項第253条11. 1. 1に従い、側面および後部のウィンドウに無色透明の飛散防止フィルムを貼付すること。R

## 第4条 ロールケージ

4. 1) RRN車両は、F I AまたはASNによって公認されたロールケージを装着しなければならない。ただし、グループNとして公認された車両は、F I A国際モータースポーツ競技規則付則J項第253条第8項に従ったロールケージを装着することも許される。

4. 2) (略)

なお、F I A国際モータースポーツ競技規則付則J項第253条第8項1およびJ A F国内競技車両規則第1編レース車両規定第4章公認車両および登録車両に関する安全規定第6条6. 1) 規定〈注〉については適用せず、推奨とする。

〈注：コクピット内部において、車体側面の部材とロールケージの間に電気ケーブル／液体（ウインドウォッシャー液を除く）用配管／消火器用配管を通すこと〉

(略)

4. 3) ~ 4. 4. 5) (略)

第5条 (略)

## 第6条 けん引用穴あきブラケット

(略)

ただし、第1種アベレージラリーに出場する車両についてはけん引用穴あきブラケットを装備することを推奨とする。

また、これらは各車両用として装備されている牽引部分／純正の緊急用・牽引工具も認められる。

## 第7条 飛散防止フィルム

側面および後部のウィンドウに無色透明の飛散防止フィルムを貼付することが強く推奨される。

PN・AE・RF車両については強く推奨とする。

### 第3章 RRN車両用改造規定

第1条～第5条 (略)

#### 第6条 ホイールおよびタイヤ

##### 6. 1) ホイール

(略)

①装着するホイールは、F I A公認書に記載されている数値および2015年国際モータースポーツ競技規則付則J項第260条の特別規定に定められる数値とすることができる。(ただし、上記以外の最大値を選手権統一規則または特別規則書等により規定することができる。)

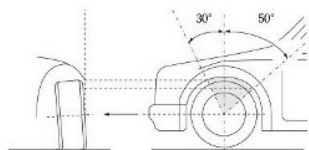
②～⑦ (略)

##### 6. 2) タイヤ

(略)

①～② (略)

③タイヤおよびホイールは、フェンダーからはみ出さないこと。(第3-1図参照)



第3-1図

④～⑧ (略)

##### 6. 3) (略)

#### 第7条 制動装置

7. 1) ～ 7. 1. 6) (略)

7. 1. 7) ブレーキキャリパー、ブレーキディスクの変更は自由、サイズの変更

### 第3章 RRN車両用改造規定

第1条～第5条 (略)

#### 第6条 ホイールおよびタイヤ

##### 6. 1) ホイール

(略)

①装着するホイールは、F I A公認書に記載されている数値および国際モータースポーツ競技規則J項第260条の特別規定に定められる数値とすることができる。(ただし、上記以外の最大値を選手権統一規則または特別規則書等により規定することができる。)

②～⑦ (略)

##### 6. 2) タイヤ

(略)

①～② (略)

③タイヤおよびホイールは、フェンダーからはみ出さないこと。

④～⑧ (略)

##### 6. 3) (略)

#### 第7条 制動装置

7. 1) ～ 7. 1. 6) (略)

7. 1. 7) ブレーキキャリパー、ブレーキディスクの変更は自由、サイズの変更も

も認められる。ただし、カーボン製ブレーキディスクの使用は禁止される。

●2025年より、以下の通りとする。

7. 1. 7) ブレーキキャリパー、ブレーキディスクの変更は自由、サイズの変更も認められるが以下に従うこと。ただし、カーボン製ブレーキディスクの使用は禁止される。

①キャリパーは、ブレーキコンポーネントメーカーから市販されている生産部品であること。ホイール毎に1つのキャリパーユニットのみであること。キャリパーハウジング/ボディにはスチールまたはアルミニウム製のみが認められる。キャリパーあたり最大4つのピストンまでとする。取り付けブラケットは自由に作成されてもよい。ブラケットを除いて、すべての部品は製品カタログまたは部品カタログから入手することができなければならない。チタンおよびセラミック材料は特に禁止される。

②ディスク（ローター）と取り付けベルは、通常入手可能な一般に販売されている部品（市販品）であること。ターマック用はディスクの最大直径355mm/最小厚さ31mmとする。グラベル用はディスクの最大直径300mm/最小厚さ28mmとする。すべての部品は製品カタログまたは部品カタログから入手することができなければならない。

7. 2) (略)

第8条 (略)

第9条 車体

9. 1) ~ 9. 3) (略)

9. 4) 座席  
(略)

①~⑤ (略)

⑥ (略)

なお、変更する座席および座席取り付け装置は、上記のほか、F I A国際モータースポーツ競技規則付則J項第253条第16項を満たしたものでなければならない。

9. 5) (略)

認められる。ただし、カーボン製ブレーキディスクの使用は禁止される。

7. 2) (略)

第8条 (略)

第9条 車体

9. 1) ~ 9. 3) (略)

9. 4) 座席  
(略)

①~⑤ (略)

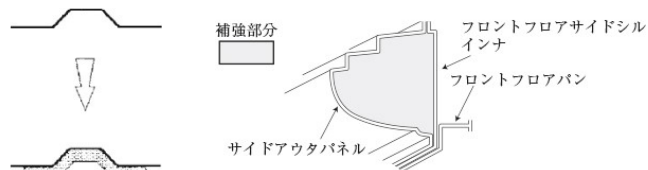
⑥ (略)

なお、変更する座席および座席取り付け装置は、上記のほか、F I A国際モータースポーツ競技規則付則J項第253条第16項を満たしたものであることが強く推奨される。

9. 5) (略)

9. 5. 1) 補強は、使用される材料が当初の形状に沿いそれと接触していれば修正加工を含み許される。複合材料による補強は第3-2図のように片面にのみ許される。また、車体、ならびにサイドシル・各メンバー等の空洞部を第3-3図のように充填することにより補強することができる。

(略)



第3-2図

第3-3図

9. 5. 2) ~ 9. 5. 4) (略)

第10条~第12条 (略)

9. 5. 1) 補強は、使用される材料が当初の形状に沿いそれと接触していれば修正加工を含み許される。複合材料による補強は第4-2図のように片面にのみ許される。また、車体、ならびにサイドシル・各メンバー等の空洞部を第4-3図のように充填することにより補強することができる。

(略)

9. 5. 2) ~ 9. 5. 4) (略)

第10条~第12条 (略)

#### 第4章 RJ車両用改造規定

第1条~第4条 (略)

#### 第5条 サスペンション

(略)

##### 5. 1) コイルスプリング

長さ、コイルの巻き数、線径、外径を含み自由。スプリングの数は、同一軸上に直列に取り付けることを条件として、自由である。また、車高調整式への変更も許される。ただし、最低地上高がアンダーガードを含み9 cm以下とならないこと。

5. 2) ~ 5. 6) (略)

第6条 ホイールおよびタイヤ

#### 第4章 RJ車両用改造規定

第1条~第4条 (略)

#### 第5条 サスペンション

(略)

##### 5. 1) コイルスプリング

長さ、コイルの巻き数、線径、外径を含み自由。スプリングの数は、同一軸上に直列に取り付けることを条件として、自由である。また、車高調整式への変更も許される。ただし、最低地上高がアンダーガードを含み9 cm以下とならないこと (R車両については公認書に記載されたホイールハブの中心とホイールアーチ開口部間の最小高さ寸法を遵守し、かつ最低地上高がアンダーガードを含み9 cm以下とならないこと)。

5. 2) ~ 5. 6) (略)

第6条 ホイールおよびタイヤ

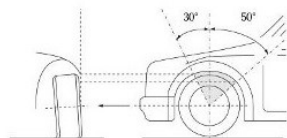
6. 1) (略)

6. 2) タイヤ

(略)

①～② (略)

③タイヤおよびホイールは、フェンダーからはみ出さないこと。(第4-1図参照)



第4-1図

④～⑧ (略)

6. 3) (略)

#### 第7条 制動装置

7. 1) ～7. 1. 6) (略)

7. 1. 7) ブレーキキャリパー、ブレーキディスクの変更は自由、サイズの変更も認められる。ただし、カーボン製ブレーキディスクの使用は禁止される。

●2025年より、以下の通りとする。

7. 1. 7) ブレーキキャリパー、ブレーキディスクの変更は自由、サイズの変更も認められるが以下に従うこと。ただし、カーボン製ブレーキディスクの使用は禁止される。

①キャリパーは、ブレーキコンポーネントメーカーから市販されている生産部品であること。ホイール毎に1つのキャリパーユニットのみであること。キャリパーハウジング/ボディにはスチールまたはアルミニウム製のみが認められる。キャリパーあたり最大4つのピストンまでとする。取り付けブラケットは自由に作成されてもよい。ブラケットを除いて、すべての部品は製品カタログまたは部品カタログから入手することができなければならない。チタンおよびセラミック材料は特に禁止される。

②ディスク（ローター）と取り付けベルは、通常入手可能な一般に販売されている部品（市販品）であること。ターマック用はディスクの最大直径355

6. 1) (略)

6. 2) タイヤ

(略)

①～② (略)

③タイヤおよびホイールは、フェンダーからはみ出さないこと。

④～⑧ (略)

6. 3) (略)

#### 第7条 制動装置

7. 1) ～7. 1. 6) (略)

7. 1. 7) ブレーキキャリパー、ブレーキディスクの変更は自由、サイズの変更も認められる。ただし、カーボン製ブレーキディスクの使用は禁止される。



mm/最小厚さ31mmとする。グラベル用はディスクの最大直径300mm/最小厚さ28mmとする。すべての部品は製品カタログまたは部品カタログから入手することができなければならない。

7. 2) (略)

第8条 (略)

第9条 車体

9. 1) ~ 9. 3) (略)

9. 4) 座席

(略)

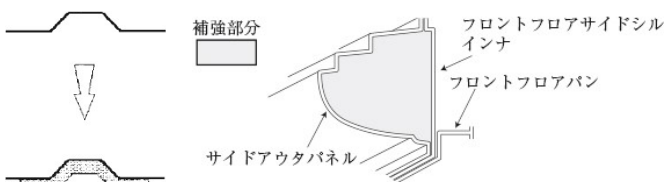
①~⑤ (略)

⑥ (略)

なお、変更する座席および座席取り付け装置は、上記のほかにF I A国際モータースポーツ競技規則付則J項第253条第16項を満たしたものでなければならない。

9. 5) (略)

9. 5. 1) (略)



第4-2図

第4-3図

9. 5. 2) ~ 9. 5. 4) (略)

第10条~第12条 (略)

第5章 RPN車両用改造規定

第1条~第6条 (略)

7. 2) (略)

第8条 (略)

第9条 車体

9. 1) ~ 9. 3) (略)

9. 4) 座席

(略)

①~⑤ (略)

⑥ (略)

なお、変更する座席および座席取り付け装置は、上記のほかにF I A国際モータースポーツ競技規則付則J項第253条第16項を満たしたものであることが強く推奨される。

9. 5) (略)

9. 5. 1) (略)

9. 5. 2) ~ 9. 5. 4) (略)

第10条~第12条 (略)

第5章 RPN車両用改造規定

第1条~第6条 (略)

## 第7条 タイヤおよびホイール

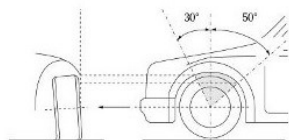
7. 1) (略)

7. 2) タイヤ

(略)

①～② (略)

③タイヤおよびホイールは、フェンダーからはみ出さないこと。(第5-1図参照)



第5-1図

④～⑧ (略)

7. 3) (略)

## 第8条 車体

(略)

8. 1) ～8. 2. 9) (略)

8. 2. 10) 座席：

(略)

①～④ (略)

⑤ (略)

なお、変更する座席および座席取り付け装置は、上記のほかにF I A国際モータースポーツ競技規則付則J項第253条を満たしたものであることが強く推奨される。

8. 2. 11) ～8. 3) (略)

8. 3. 1) 補強は、使用される材料が当初の形状に沿いそれと接触していれば修正加工を含み許される。複合材料による補強は第5-2図のように片面にのみ許される。また、車体、ならびにサイドシル・各メンバー等の空洞部を第5-3図のように充填することにより補強することができる。

## 第7条 タイヤおよびホイール

7. 1) (略)

7. 2) タイヤ

(略)

①～② (略)

③タイヤおよびホイールは、フェンダーからはみ出さないこと。

④～⑧ (略)

7. 3) (略)

## 第8条 車体

(略)

8. 1) ～8. 2. 9) (略)

8. 2. 10) 座席：

(略)

①～④ (略)

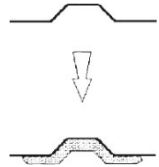
⑤ (略)

なお、変更する座席および座席取り付け装置は、上記のほかにF I A国際モータースポーツ競技規則付則J項第253条を満たしたものであることが望ましい。

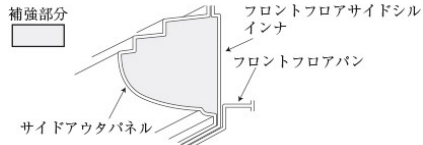
8. 2. 11) ～8. 3) (略)

8. 3. 1) 補強は、使用される材料が当初の形状に沿いそれと接触していれば修正加工を含み許される。複合材料による補強は第4-2図のように片面にのみ許される。また、車体、ならびにサイドシル・各メンバー等の空洞部を第4-3図のように充填することにより補強することができる。

(略)



第5-2図



第5-3図

8. 3. 2) ~ 8. 3. 4) (略)

第9条 (略)

(略)

8. 3. 2) ~ 8. 3. 4) (略)

第9条 (略)

第6章 AE車両用改造規定

第1条~第6条 (略)

第7条 タイヤおよびホイール

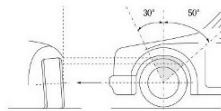
7. 1) (略)

7. 2) タイヤ

(略)

①~②

③タイヤおよびホイールは、フェンダーからはみ出さないこと。(第6-1図参照)



第6-1図

④~⑧ (略)

7. 3) (略)

第8条 車体

(略)

第6章 AE車両用改造規定

第1条~第6条 (略)

第7条 タイヤおよびホイール

7. 1) (略)

7. 2) タイヤ

(略)

①~②

③タイヤおよびホイールは、フェンダーからはみ出さないこと。

④~⑧ (略)

7. 3) (略)

第8条 車体

(略)

8. 1) ~ 8. 2. 9) (略)

8. 2. 10) 座席:

(略)

①~④ (略)

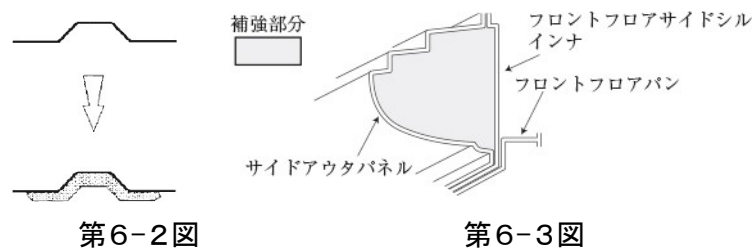
⑤ (略)

なお、変更する座席および座席取り付け装置は、上記のほかにF I A国際モータースポーツ競技規則付則J項第253条を満たしたものであることが強く推奨される。

8. 2. 11) ~ 8. 3) (略)

8. 3. 1) 補強は、使用される材料が当初の形状に沿いそれと接触していれば修正加工を含み許される。複合材料による補強は第6-2図のように片面にのみ許される。また、車体、ならびにサイドシル・各メンバー等の空洞部を第6-3図のように充填することにより補強することができる。

(略)



8. 3. 2) ~ 8. 3. 4) (略)

第9条 (略)

### 第7章 RF車両用改造規定

第1条~第6条 (略)

8. 1) ~ 8. 2. 9) (略)

8. 2. 10) 座席:

(略)

①~④ (略)

⑤ (略)

なお、変更する座席および座席取り付け装置は、上記のほかにF I A国際モータースポーツ競技規則付則J項第253条を満たしたものであることが望ましい。

8. 2. 11) ~ 8. 3) (略)

8. 3. 1) 補強は、使用される材料が当初の形状に沿いそれと接触していれば修正加工を含み許される。複合材料による補強は第4-2図のように片面にのみ許される。また、車体、ならびにサイドシル・各メンバー等の空洞部を第4-3図のように充填することにより補強することができる。

(略)

8. 3. 2) ~ 8. 3. 4) (略)

第9条 (略)

### 第7章 RF車両用改造規定

第1条~第6条 (略)

第7条 タイヤおよびホイール

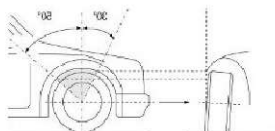
7. 1) (略)

7. 2) タイヤ

(略)

①～② (略)

③タイヤおよびホイールは、フェンダーからはみ出さないこと。(第7-1図参照)



第7-1図

④～⑧ (略)

7. 3) (略)

第8条 (略)

第7条 タイヤおよびホイール

7. 1) (略)

7. 2) タイヤ

(略)

①～② (略)

③タイヤおよびホイールは、フェンダーからはみ出さないこと。

④～⑧ (略)

7. 3) (略)

第8条 (略)

J A F 全日本ラリー選手権 適用車両規定

J A F 全日本ラリー選手権におけるクラス1 (JN-1) に、国際モータースポーツ競技規則付則J項に基づく、以下の車両規定が適用される。

- (1) 道路運送車両法 (昭和26年法律第185号。) 第34条第1項に基づく臨時運行許可を得た、RRNを除くF I A公認車両
- (2) 道路運送車両法 (昭和26年法律第185号。) 第34条第1項に基づく臨時運行許可を得た、当該年の国際モータースポーツ競技規則付則J項252条および253条の安全要件・一般事項等に基づくA S N公認車両 (Group AP4)
- (3) 道路運送車両法 (昭和26年法律第185号。) 第34条第1項に基づく臨時運行許可を得た、当該年の国際モータースポーツ競技規則付則J項252条および253条の安全要件・一般事項等に基づく承認車両 (JP4)